

## 岡山大学共同研究取扱規程

〔平成16年4月1日〕  
岡大規程第39号

改正 平成17年3月24日規程第2号

平成18年3月9日規程第37号

平成19年3月30日規程第55号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学（以下「本学」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究

二 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学に民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの

2 この規程において「民間等共同研究員」とは、民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のため在職のまま本学に派遣される者をいう。

3 この規程において「部局」とは、国立大学法人岡山大学の人事に関する権限の委任等に関する規程（平成16年岡大規程第57号）第2条に規定する部局をいう。

4 この規程において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(研究者の受入れ)

第3条 本学は、共同研究を行うに当たって、民間機関等に属する研究者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。

2 民間等共同研究員は、本学の職員に準じた立場で共同研究に従事するものとする。

(研究経費の負担)

第4条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、前条に規定する民間等共同研究員を派遣する場合は研究料を負担するものとし、その研究料は6ヶ月につき210,000円とする。ただし月割計算はしないものとする。

3 民間機関等は、前項の規定により負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、設備費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該共同研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。この場合において、間接経費は、直接経費の10%に相当する額を標準とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、10%に相当する額と異なる額とすることができる。

一 民間機関等が、国等の補助金又は競争的資金等を受け、当該経費により共同研究を実施することが明確であって、当該経費の制度により間接経費の率又は額が定められている場合

二 民間機関等が特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であって、財政等の事情で間接経費を措置できない場合

三 その他学長が特に認めた場合

4 本学は、共同研究に要する経費を分担する必要がある場合は、予算の範囲内において、前項に定める直接経費の一部を負担することができるものとする。

5 第2条第1項第2号に規定する共同研究の場合、民間機関等における研究に要する経費等は、民間機関等の負担とするものとする。

6 民間機関等は、研究料、直接経費及び間接経費を、原則として当該共同研究の開始前に本学に納付するものとする。ただし、民間機関等は、共同研究契約時の本学との協議により、当該共同研究の開始後に納付することができる。

(設備等の取扱い)

第5条 第2条第1項第1号及び第2号に規定する共同研究により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学と民間機関等との間に別段の合意がある場合を除き、本学の所有とする。

2 第2条第1項第2号に規定する共同研究により、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有とする。

3 本学は、共同研究の遂行上必要な場合には、共同研究に要する経費のほか、民間機関等からその所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

(研究場所)

第6条 本学の研究担当者は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、民間機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

2 前項の規定により、本学の研究担当者が、当該民間機関等の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として取り扱うものとする。

(申込み)

第7条 学長は、共同研究の申込みをしようとする民間機関等があるときは、所定の共同研究申込書及び民間機関等の研究担当者履歴事項等申告書を提出させるものとする。

2 学長は、前項の申込みを受理した場合は当該部局長にその旨通知するものとする。

(受入れの基準)

第8条 共同研究の受入れの基準は、次のとおりとする。

一 共同研究が、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第3号に定める業務に該当していること。

二 共同研究が、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないこと。

(受入れの決定等)

第9条 学長は、民間機関等から申込みのあった共同研究が、前条に規定する受入れの基準を満たしていると認める場合は、共同研究の受入れを決定するものとする。

2 学長は、前項の場合において、申込みの内容について審議を要すると認めた場合は、事前に該当する部局長と協議するものとする。

3 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、当該民間機関等にその旨通知するものとする。

4 学長は、津島地区以外の部局(以下「隔地の部局」という。)に係る共同研究の受入れの決定を、当該部局長へ委任するものとする。

5 部局長は、前項の規定により共同研究の受入れを決定した場合は、学長にその旨通知するものとする。

(契約の締結)

第10条 学長は、共同研究の受入れを決定したとき及び前条第5項に規定する通知を受けたときは、速やかに所定の共同研究契約書を標準として契約を締結する。

(研究の中止又は期間の延長)

第11条 研究担当者は、研究遂行上やむを得ない事由により、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに学長に申し出て、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項に規定する申出があった場合において、その申出が共同研究の遂行上や

むを得ないと認めるときは、民間機関等と協議の上、共同研究の中止又はその期間の延長を決定するものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第12条 共同研究を完了し、又は前条の規定により共同研究を中止した場合において、第4条第3項の規定により納付された直接経費の額に不用が生じ、民間機関等の長から不用となった額の返還請求があったときには、不用となった直接経費及び間接経費（不用となった直接経費の10%に相当する額）を返還するものとする。ただし、民間機関等からの申し出により中止する場合には、原則として直接経費及び間接経費は返還しないものとする。

2 研究期間の延長により納付された直接経費に不足が生じる恐れがある場合は、直接経費及び間接経費の負担について民間機関等の長と協議するものとする。

3 共同研究を完了し、又は中止したときは、第5条第3項の規定により民間機関等から受け入れた設備を共同研究を完了し、又は中止した時点の状態で当該民間機関等に返還するものとする。

(特許の出願)

第13条 学長及び民間機関等の長は、共同研究に伴い発明が生じた場合には、速やかに、相互に通報するものとする。

2 学長及び民間機関等の長は、速やかに発明の帰属を決定できるよう、共同研究の契約時に、相互の役割分担等を協議し定めておくものとする。

3 学長又は民間機関等の長は、本学又は民間機関等の研究担当者が共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。

4 学長及び民間機関等の長は、本学及び民間機関等の研究担当者が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、所定の特許共同出願契約書を標準として契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、民間機関等の長から特許を受ける権利を承継した場合は、学長が単独で出願を行うものとする。

5 学長は、前項の規定により共同出願契約を締結する場合、本学の研究担当者が当該民間機関等の研究者と合意予定の持分案について、本学の発明審査委員会に諮るものとする。

(特許権等の実施)

第14条 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、本学が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「本学が承継した特許権等」という。）を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は本学の財産の運用であることに留意し、公共性・公平性を著しく損なわないことなどについて考慮し、必要に応じて更新することができる。

2 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を民間機関等の同意を得て、民間機関等の指定する者又は学長の指定する者に対し、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は本学の財産の運用であることに留意し、公共性・公平性を著しく損なわないことなどについて考慮し、必要に応じて更新することができる。

3 第1項に規定する場合において、民間機関等又は民間機関等の指定する者が本学が承継した特許権等を、第2項に規定する場合において、民間機関等の指定する者又は学長の指定する者が共有に係る特許権等を、それぞれ優先的実施の期間中、一定期間（学長と民間機関の長が協議して定めた期間）を超えて、正当な理由なく実施しないときは、学長は、民間機関等、民間機関等の指定する者及び学長の指定する者以外の者に対し、

民間機関等又は民間機関等の指定する者の意見を聴取の上、当該特許権等の実施を許諾することができる。

- 4 学長は、前3項の規定により、本学が承継した特許権等若しくは共有に係る特許権等の実施を許諾したとき、又は共有に係る特許権等を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第15条 前2条の規定は、共同研究の結果生じた考案に係る実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

(進行状況の把握及び研究成果報告書の作成等)

第16条 学長及び民間機関等の長は、共同して、共同研究の進行状況の把握等を行うものとする。

- 2 本学及び民間機関等の研究担当者は、研究期間中、必要に応じて報告会を開催するなど、進行状況について報告を行うとともに、進行その他について民間機関等と協議するものとする。

- 3 本学及び民間機関等の研究担当者は、共同研究実施期間中に得られた研究成果について、報告書を取りまとめるものとする。

(実施状況及び研究成果の公表)

第17条 共同研究による研究の実施状況及び研究成果は、公表を原則とすることとし、学長は、その公表の時期・方法について定める必要がある場合には、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、民間機関等と協議の上、契約書等において適切に定めるものとする。

(秘密の保持)

第18条 学長及び民間機関等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができるものとする。

(隔地の部局における共同研究)

第19条 学長が、第9条第4項の規定により、該当する部局長へ受入れの決定を委任した場合は、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第11条並びに第16条第1項中「学長」とあるのは「部局長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 共同研究申込書

平成 年 月 日

岡山大学「部局長」 殿

住 所

名 称

代表者名

印

国立大学法人岡山大学共同研究取扱規程を遵守の上, 下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

1. 研究題目		
2. 研究目的及び内容		
3. 研究期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
4. 研究実施場所		
5. 研究に要する経費の負担額	直接経費	円
	間接経費	円
	研究料	円
	合計	円
6. 民間等共同研究員 (所属・職・氏名)		
7. 希望する研究担当者 (所属・職・氏名)		
8. 提供設備等		
9. その他	(氏名) (所属部課・職) (現在の専門)	
	(研究施設名)	(設備名)

(注) 第2条第1項第2号の共同研究の場合

- 1 その他欄に民間機関等の分担者及び施設名を記入すること。
- 2 民間機関等で分担する研究の概要等を添付すること。

民間機関等の研究担当者履歴事項等申告書

平成 年 月 日現在

フリガナ名 氏	
生年月日	昭和 年 月 日生(満才)
現住所 連絡先	〒 - 自宅 TEL - - 勤務先 TEL - -
最終学歴	昭和 年 月 日 卒業 平成
職歴	年 月 勤務
研究業績等 (別添でも可)	
健康状況	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>	

※民間等共同研究員の場合は、健康診断書を添付のこと。

- 分担型（本学及び民間機関等における共同研究・研究員、研究経費等を受け入れる場合）

## 共同研究契約書（雛形）

国立大学法人岡山大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

### （用語の定義）

第1条 本契約において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

一 「研究成果」とは、本契約に基づく共同研究によって得られたもので、実績報告書中で成果として確定された共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の創作的成果をいう。

二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ イ、ロ又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号

に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

- 4 本契約において「専用実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
  - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
  - 三 種苗法に規定する専用利用権
  - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
  - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に使用をする権利
  - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に使用をする権利
- 5 本契約において「通常実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - 一 特許法に規定する通常実施権、実用新案法に規定する通常実施権、意匠法に規定する通常実施権及び商標法に規定する通常使用権
  - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権
  - 三 種苗法に規定する通常利用権
  - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて実施をする権利
  - 五 プログラム等の著作物に係る著作権について使用をする権利
  - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて使用をする権利
- 6 本契約において「研究担当者」とは、本契約に基づく共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第3項記載以外の者であって本契約に基づく共同研究に協力する者をいう。

#### (共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

- (1) 研究題目
  - (2) 研究目的
  - (3) 研究内容
  - (4) 研究分担（別表第1のとおり）
  - (5) 研究スケジュール
  - (6) 研究実施場所
  - (7) その他

#### (研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

#### (共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

- 2 甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

#### **(研究協力者の参加及び協力)**

- 第5条 甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。
- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約を遵守させなければならない。
  - 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
  - 4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第14条から第16条の規定を準用するものとする。

#### **(実績報告書の作成)**

- 第6条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について実績報告書を、本共同研究完了の日の翌日から〇〇日以内に取りまとめるものとする。

#### **(研究経費の負担)**

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第2及び別表第3に掲げる研究経費を負担するものとする。

#### **(研究経費の支払)**

- 第8条 乙は、別表第2に掲げる研究経費を国立大学法人岡山大学長の発する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。
- 2 乙は所定の支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、支払期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

#### **(経理)**

- 第9条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

#### **(研究経費により取得した設備等の帰属)**

- 第10条 別表第2に掲げる研究経費により甲が取得した設備等は、甲に帰属するものと

する。

2 別表第3に掲げる研究経費により乙が取得した設備等は、乙に帰属するものとする。

#### (施設・設備の提供等)

第11条 甲及び乙は、別表第4及び第5に掲げるそれぞれの施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第4に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

#### (研究の中止又は期間の延長)

第12条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

#### (研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により本共同研究を中止した場合において、第8条第1項の規定により納入された研究経費(研究料を除く。)の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

2 甲は、研究期間の延長により納入された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。  
この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

#### (知的財産権の帰属)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相手方に対して報告するとともに、次の各号に基づき、その帰属について協議し、決定する。

一 甲又は乙の研究担当者が、本共同研究の過程で、単独でした発明等に係る知的財産権は、甲乙、それぞれの単独保有とする。

二 甲及び乙の研究担当者が、本共同研究の過程で、共同でした発明等に係る知的財産権は、甲乙協議のうえ決定された持分において甲と乙が共有するものとする。

#### (共同研究の成果として単独保有する知的財産権の取扱い)

第15条 甲及び乙は、本共同研究において自己の研究担当者が単独で発明等を行い、当該発明等に係る出願等を行うときは、当該自己の研究担当者が当該発明等を単独で行ったこと及び前条第1項第1号に基づき知的財産権を単独保有することについて、相手方から事前書面による

確認を得なければならない。

#### (共有の知的財産権に関する出願等)

第 16 条 甲及び乙は、甲と乙が共有する知的財産権について、出願等をする場合には、出願の内容、甲乙共有の知的財産権に係る双方の持分、管理費用（特許庁等の登録機関及び甲乙に所属しない外部の弁理士等に支払う、知的財産権を取得し維持するための費用をいう。以下同じ。）の負担等必要な事項を定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。

2 甲又は乙は、相手方が、前項に係る出願等を行わないとき、または管理費用を負担しないときは、自らの費用で独自に出願等を行うことができるものとする。この場合において、当該出願等に係る管理費用を負担しない甲又は乙は、当該出願に係る自己の持分を相手方に無償で譲渡するものとし、その旨の「譲渡証書」を相手方に提出するものとする。

#### (外国出願)

第 17 条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の設定登録出願、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を行うに当たっては、双方協議の上行うものとする。

#### (ノウハウの指定)

第 18 条 甲及び乙は、甲乙共有の知的財産権のうち、ノウハウに該当するものについて、甲乙協議の上、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の日の翌日から起算して〇年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

#### (優先的实施)

第 19 条 甲は、甲単独保有又は甲乙共有の知的財産権を、自ら実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから優先的に実施させることができる。なお、実施許諾の期間及び対価等については、甲乙協議の上定めるものとする。

2 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する優先的に実施させる期間（以下「優先的实施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的实施期間の更新をすることができる。更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（乙又は乙の指定する者から「独占的实施権等」の希望があり、支障がないと認めた場合は、「優先的」を「独占的（実施権等）」にと置き換えることができる。）

### (第三者に対する実施の許諾)

第 20 条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲単独保有の知的財産権を前条に規定する優先的実施期間中その第〇年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

2 甲は、乙又は乙の指定する者が甲乙共有の知的財産権を本共同研究完了の翌日から起算して〇年以内に正当な理由なく実施しない場合、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、第三者に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

3 乙は、甲乙共有の知的財産権を当該知的財産権を出願等したときから第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。この場合、甲は、前 2 項の場合を除き、甲単独保有又は甲乙共有の知的財産権を、自ら実施せず、かつ、第三者に実施許諾しない。

### (持分の譲渡等)

第 21 条 甲は、甲単独保有又は甲乙共有の知的財産権の甲の持分を乙に譲渡し、又は専用実施権等の設定をすることができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。

### (実施料)

第 22 条 甲単独の知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲乙共有の知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、甲は自己実施をしないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。ただし、乙が乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

3 甲乙共有の知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

### (管理費用等)

第 23 条 甲及び乙は、甲乙共有の知的財産権に関する管理費用をそれぞれ持分に応じて負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙共有又は甲単独で保有する知的財産権について、乙又は乙の指定する者が独占的实施権等を希望し甲がこれに応ずる場合、乙又は乙の指定する者は当該知的財産権について、当該独占的实施権を有する期間において発生する当該知的財産権の管理費用の全額を負担するものとする。

### (情報交換)

第 24 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

- 2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

### (秘密の保持)

第 25 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、開示若しくは提供を受け又は相手方より知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、別表第 1 の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

- 2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合及び前項第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- 3 前 2 項の有効期間は、第 3 条の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後〇年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

### (研究成果の取扱い)

第 26 条 甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の日の翌日から起算し〇ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

- 2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の〇〇日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後〇〇日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表

希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

- 4 第2項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了の日の翌日から起算して〇年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### (成果有体物の取扱い)

第27条 本共同研究の実施に伴い生じた成果有体物（研究の際に創作又は取得された試薬、試料、実験動物、試作品、モデル品、化学物質、菌株等で学術的・財産的価値を有するものをいう。以下同じ。）の帰属は、甲又は乙の研究担当者が単独で創作又は取得した成果有体物に係るものは原則として甲乙の単独所有とし、甲及び乙の研究担当者が共同で創作又は取得した成果有体物に係るものは原則として甲乙の共有とする。

- 2 甲は、甲単独所有又は甲乙共有の成果有体物の甲の持分を乙に譲渡できるものとし、別に定める成果有体物売買契約により、これを行うものとする。

#### (著作者人格権)

第28条 甲及び乙は、共有するプログラム等の著作物について、著作権法第15条に規定する職務著作にあたらぬ場合は、当該著作物を創作した研究担当者及び研究協力者に対し、同法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないよう義務付けるものとする。

#### (契約の解除)

第29条 甲は、乙が第8条第1項に規定する乙に係る研究経費を所定の支払期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後〇日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
  - 二 相手方が本契約に違反したとき

#### (損害賠償)

第30条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

#### (契約の有効期間)

第31条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

- 2 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第28条、第30条及び第33条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第 32 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第 33 条 本契約に関する訴えについては、専属管轄の定めに該当する場合を除き、岡山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成○年○月○日

(甲) 岡山市津島中一丁目 1 番 1 号  
国立大学法人  
岡山大学長 ○ ○ ○ ○

(乙)

別表第1(第1条、第2条、第4条、第25条関係)

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲			
乙			

(注) 研究代表者には氏名に※印を付すこと。また、民間等共同研究員には氏名に◎を付すこと。

別表第2(第7条、第8条、第10条関係)甲の施設における共同研究の研究経費

区分	直接経費	間接経費	研究料
甲	円	_____	_____
乙	円	円	(420,000円×○人) 円
合計	円	円	円

(注) 消費税及び地方消費税額を含む。

(注) 共同試験研究促進税制による税額控除の申告を予定している場合は、直接経費の内訳を明記する必要がある。

別表第3(第7条、第10条関係)乙の施設における共同研究の研究経費

区分	直接経費
乙	円

(注) 共同試験研究促進税制による税額控除の申告を予定している場合は、直接経費の内訳を明記する必要がある。

別表第4(第11条関係)甲の施設における共同研究の施設・設備

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
甲				
乙	_____			

別表第5(第11条関係)乙の施設における共同研究の施設・設備

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
乙				

## 特許共同出願契約書

国立大学法人岡山大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、平成 年 月 日付けで甲及び乙の間で締結した「(共同研究の課題名を記入)」に係る共同研究契約書第 条に基づき、甲に属する教官及び乙に属する研究者が共同して発明を行った「(発明の名称を記入)」(以下「本発明」という。)の共同出願に関し、次のとおり契約を締結するものとする。

(権利の帰属及び持分)

第1条 甲及び乙は、本発明に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権以下「特許権等」という。)を共有するものとし、その持分は、甲〇%、乙〇%とする。

(手続及び費用)

第2条 本発明の特許出願及びこれに付随する手続並びに特許権等の維持保全の手続は乙がこれを行うものとする。ただし、審査請求を行うとき又は拒絶理由通知を受けたとき、その他甲乙協議の上、手続することが適当と認められるときは、乙は甲と事前に協議するものとする。

2 甲及び乙は、前項の手続に要する出願費、特許料等（以下「出願費等」という。）の費用を前条の持分に応じて負担するものとする。

(通知)

第3条 乙は、前条第1項における手続の経過をその都度遅滞なく甲に通知しなければならない。

(外国出願)

第4条 甲及び乙は、本発明について外国出願を行おうとするときは、その取扱いについて別途協議の上、定めるものとする。

(契約の有効期間)

第5条 本契約の有効期間は、本契約締結日から本発明に基づき取得した特許権の存続期間満了日までとする。ただし、次の各号の一に該当したときは、その該当する日に終了するものとする。

一 本発明の特許出願のすべてについて拒絶の査定若しくは審決が確定したとき

二 本発明に基づいて取得した特許の無効の審決が確定したとき

(協議)

第6条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 岡山市津島中一丁目 1 番 1 号

国立大学法人

岡山大学長 ○ ○ ○ ○

(乙)

(注) 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、本契約書に準じて取り扱うものとする。